



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2995号 2016.5.1 発行

【熊本地震】介護に片付け、医療機器破損… 重度障害者の厳しい避難生活「この先どうなるのか」 産経新聞 2016年4月30日

熊本地震で被災した重度障害者らが、厳しい避難生活を強いられている。生活する上で医療機器が欠かせず、体育館などの避難所への避難は難しいが、受け入れてくる病床は限られる。家族も介護に追われて自宅の片付けもままならず、生活を立て直すのが難しい。「この先どうなるのか」。長期化する避難生活に不安を抱える家族もおり、支援を訴えている。



自宅で愛生子さんの医療機器を手入れする水田光子さん＝30日、熊本県益城町（村本聡撮影）

介護に追われ自宅に帰れず

集落の大半の民家が倒壊した熊本県益城町（ましきまち）の木山地区。集落にある団地の一室で30日、水田光子さん（53）が後片付けに追われていた。

「自宅内の水槽が地震で割れ、今日やっと片付けに手をつけられた」。水田さんはこう語る。長女の愛生子（あいこ）さん（25）は、全身の筋肉が徐々に衰えていく

難病「筋ジストロフィー」を患っており、地震後は県内の病院に入院した。ただ医師らは震災への対応に追われ、水田さんが身の回りの世話をするほかない状態が続いた。水田さんがようやく自宅に帰れたのは、地震発生から10日後だったという。

愛生子さんは「早くいつもの生活をしたい。家に帰りたい」と訴えるが、水田さんが自宅の片付けに割ける時間は今も限られ、思うように進んでいない。水田さんは「娘は友人に会いたがっている。早く戻りたいと思っはいるが…」と語る。

ただ、たとえ退院できても、困難な状態は続くと思われる。愛生子さんは寝たきりで、睡眠時に呼吸が難しいため人工呼吸器が必要。地震の際は、夫の信一郎さん（52）が倒れてくる家具から愛生子さんを必死で守り、暗闇の中で機器を探して逃げた。

幸い機器は無事で、一晚車中泊しただけで入院できる病院も見つかったが、自宅は断水などが続く。光子さんは「生活が安定せず、今後の介護への不安は正直ある」と顔を曇らせる。

退院を迫られるケースも

さらなる苦境に立たされている重度障害者もいる。支援する「熊本小児在宅ケア・人工呼吸療法研究会」会長の緒方健一医師によると、熊本県内の病院には被災したところもあり、県内では受け入れてもらえずに他県の病院に移った障害者の被災者もいたという。

一方、緊急性が高い患者に病床を空けるため、自宅療養が可能な患者は退院を余儀なくされることもある。しかし、自宅で使う医療機器が壊れているケースもみられ、緒方医師は「継続した生活支援を急ぐ必要がある」と訴えている。（桑波田仰太）

【熊本地震】さいたま市保健師ら帰任 「変化に応じた活動を」

産経新聞 2016年5月1日

熊本地震の被災地に派遣され、被災者の健康相談や避難所の衛生対策を担当したさいたま市の保健師3人と事務職員1人が4月20日から5日間の現地活動を終え、帰任した。同市役所で同28日、「被災者のニーズの変化に応じた保健活動が必要になる」と被災地の現状を報告した。

さいたま市は同19日、第1陣として大宮区保健センター所長の保健師、加藤典子さんから4人を派遣。チームは物資調達が可能な佐賀市内に宿泊し、連日2～6時間かけて車で移動して熊本市東区内に入った。

避難所や被災者が車中泊のため自主避難した公園など計19カ所で活動。高齢者の血圧測定など健康状態をチェックし、エコノミークラス症候群の予防を呼びかけたほか、トイレの衛生管理など感染症の予防対策を実施した。

加藤さんは「土足の避難所で床に寝かされた赤ちゃんや精神的に不安定になって夜起きてしまう子供がいた」と振り返り、「晴れるとかなり暑く、第2陣の班にはポスターなどで熱中症対策を呼びかけるよう伝えた」と報告した。

藤原陽一郎保健福祉局長は「無事に帰ってきてくれてありがたい。熊本の人も感謝していると思う」とねぎらった。加藤さんは「被災者でありながら業務を続ける現地の保健師を目の当たりにして頭が下がった」と話した。

介護職員127人不足 職員被災、入所希望増で 熊本日日新聞 2016年05月01日

熊本地震の影響で、県内33の高齢者施設で介護職員など計127人が不足していることが、県などの調査で分かった。職員が被災して勤務できないことや、被災した高齢者の入所希望が増えていることなどが理由とみられる。

県社会福祉協議会や県老人保健施設協会などが高齢者施設にアンケートを実施。県が取りまとめ、厚生労働省に報告した。

調査によると、人員不足を訴えた施設の内訳は、介護老人保健施設10、介護老人福祉施設（特養）9、養護老人ホーム3、軽費老人ホーム2、グループホーム3、小規模多機能型居宅介護4、その他2。

人員不足の理由として「職員が被災して、勤務体制が組めない」「被災した利用者のショートステイが増えて対応に追われている」などの回答があった。

不足している人員の内訳は介護職員101人、看護職員12人など。熊本市や益城町など10市町村だった。

県内の高齢者施設団体が、九州各県の関連団体に支援を要請。熊本市や御船町の施設に応援職員が入っている。

県高齢者支援課は「現在はボランティアなどが入り、応援要請をしていない施設もあるとみられる。長い目で支援していくことが必要だ」と話している。（清島理紗）

ケアマネのチーム、被災地に近く派遣 塩崎厚労相が表明 朝日新聞 2016年5月1日

塩崎恭久厚生労働相は1日、熊本県を中心にした地震で被災した高齢者や障害者らに必要な支援をするため、近くケアマネジャーによるチームを被災地の避難所や福祉施設に派遣する方針を明らかにした。視察した熊本市内で、記者団に「これからは高齢者や障害者の生活をどう支援していくかが極めて重要になる。ニーズを集約して、できるだけ適切な場所で適切な支援ができるようにしたい」と強調した。

被災地では、避難所のほか自宅や特別養護老人ホームなどで暮らす高齢者らに対し、通常の支援ができていない。そのため、ケアマネジャーにまず現状を把握してもらい、必要に応じて介護福祉士や医療関係者の派遣につなげる計画だ。

嬉野に子育て応援食堂 月1回、初回は200人 読売新聞 2016年05月01日

地域の子どもたちに利用しやすい価格で食事を提供する「子ども食堂」が30日、嬉野市塩田町五町田の障害者支援施設「第一たちばな学園」で開店した。市内外から家族連れ約200人が訪れ、カレーを食べたり遊んだりして楽しんだ。今後も毎月1回開かれる予定で、子育て世代を応援する。

同施設を運営する社会福祉法人たちばな会が、暮らしやすい地域づくりに貢献しようと企画。ひとり親家庭や子どもの貧困が全国的に問題となる中、子ども食堂の取り組みが広がっているが、同会では誰でも気軽に参加できる形で運営する。

この日は、屋外にテントが設けられ、大人300円、子ども200円でカレーやから揚げ、サラダを提供。子どもにはお菓子も配られた。近くの筒井逢介ちゃん(6)は、いとこの有森心優ちゃん(6)らと6人で参加。「カレーはおいしかった。みんなで食べると楽しい」と話していた。

母親らからは「子どもと一緒に過ごせる場はありがたい」といった声が聞かれた。

会場では、子供服の交換会やバザー、嬉野市女性・子ども・家庭支援センターによる相談コーナーも用意。西九州大の「ESRDサークル」によるレクリエーションもあり、子どもたちはフライングディスクの的あてなどを楽しんだ。バザーなどの売り上げは、熊本の地震の被災者支援へ寄付される予定。

店長の熊謙次朗さん(35)は、「思っていた以上の参加があり、楽しい時間を過ごしてもらい良かった。今後も継続していきたい」と話していた。

問い合わせは、たちばな会の事務局(0954・66・6161)へ。

18の春を泣かせない 障害者支援拠点オープン 河北新報 2016年5月1日

宮城県塩釜市の社会福祉法人「あしたば福祉会」が同市栄町に整備していた障害者の生活介護事業所「あすなる・さかえ」が開所した。塩釜など仙台東部2市3町の既存の生活介護事業所はいずれも定員を超えているのが現状。「あすなる・さかえ」は、特に行き場が不足していた支援度の高い人たちを受け入れる。

定員は、リハビリしたり創作活動したりする生活介護が20人、ショートステイが5人。対象は塩釜、多賀城、松島、七ヶ浜、利府の2市3町の住民で、生活支援員7人、看護師1人のスタッフが支える。塩釜市今宮町であしたば福祉会が運営する生活介護事業所「あすなる」のサテライト施設として位置付ける。

生活介護事業所「あすなる・さかえ」の開所式=塩釜市栄町

金融機関の支店だった建物を取得し、改修。訓練作業室、浴室などを設けた。五つの個室は行動障害のある利用者向けの部屋、ショートステイの居室として使用する。建物は鉄骨2階で延べ床面積約317平方メートル。整備費は1億4300万円で、県と塩釜市からの補助を受けた。

4月21日の開所式で大沼梅代理事長は「長年の夢をかなえることができた。特別支援学校を卒業した後の『18の春を泣かせない』をモットーに利用者を迎え入れたい」と話した。



AIMビルにプレスセンター開設

読売新聞 2016年05月01日

国内外の報道陣が利用するプレスセンターが30日、会場近くのAIMビル（小倉北区）に開設された。

市によると、最大で約400人のメディア関係者が取材に訪れ、全世界に発信する。受け付けでは、障害福祉サービス事業所「桑の実工房」（八幡西区）が製作した藍染めハンカチや入江製菓（同）の金平糖などがお土産として配られた。

市や北九州商工会議所などをつくる「G7北九州エネルギー大臣会合推進委員会」は2日、メディア向けの昼食会を予定。地元食材を使ったメニューが提供されるという。

ロシアのタス通信東京支局のイゴリ・ベリヤーエフ特派員（28）は「熊本地震で開催を不安視したが、会合が無事に行われるというニュースは九州地方の良いアピールになる」と話した。

マイナンバー個人番号カード 徳島県内交付わずか2.1%

徳島新聞 2016年4月30日

徳島県内でマイナンバー制度の個人番号カード交付を受けたのは3月末時点で1万6147人と、県人口（76万6729人、同月末時点）の2.1%にとどまっていることが分かった。カードを取得するメリットが少ないことが要因とみられる。

24市町村ごとの個人番号カード交付数は《別表》の通り。カードは3月末時点で少なくとも4万8千人が申請しているが、「地方公共団体情報システム機構」（東京）によるカードの発行作業が進んでおらず、3万人余りに届いていない。交付率（人口に占める交付数の割合）は最も高い上勝町で5.3%にとどまる。

マイナンバーは社会保障や税などの行政手続きで必要となる。カードはそうした手続きのほか、インターネットで確定申告ができたり公的な身分証明書として使えたりするが、自治体が付加機能を付けない限り、その他に特段の機能はない。

県内では三好市と藍住町がコンビニで住民票の写しなどの証明書の交付を受けられるサービスを1月に開始。美波町では3月、カードを使って住民の避難状況を確認する津波避難訓練が行われた。

ただ、こうした取り組みは他の自治体には広がっていない。カードを申請していない徳島市内の50代女性は「住民側にどんな利点があるのか分からない」と話す。

自治体でも同様の見方をしている。

徳島市は、コンビニでの証明書交付を17年度以降に導入できないか検討している。担当者は、行政機関が持つ自分の特定個人情報をカードで確認できるサイト「マイナポータル」が同年1月に開設される予定になっていることを挙げ「申請が加速するのはサイト開設以降ではないか」とみる。

一方、マイナンバーを知らせる「通知カード」は全世帯（33万2728世帯、今年3月末時点）の2.6%に当たる8682世帯が受け取っておらず、多くは役場に保管されたまま。各市町村は住民にはがきや電話で通知カードの受け取りを呼び掛けている。

個人番号カードの市町村別交付数

自治体	交付数 (人)	交付率 (%)
徳島市	3,932	1.5
鳴門市	861	1.4
小松島市	562	1.4
阿南市	1,636	2.1
吉野川市	1,089	2.5
阿波市	490	1.2
美馬市	806	2.6
三好市	820	2.9
勝浦町	156	2.8
上勝町	89	5.3
佐那河内村	121	4.8
石井町	590	2.2
神山町	146	2.5
那賀町	186	2.0
美波町	302	4.1
牟岐町	138	3.1
海陽町	239	2.4
松茂町	702	4.5
北島町	710	3.0
藍住町	1,377	3.9
板野町	156	1.1
上板町	377	3.0
つるぎ町	337	3.4
東みよし町	325	2.1
県全体	16,147	2.1



熊本地震で大きな被害を受けた南阿蘇村を支援しようと、熊本県に隣接する大分県竹田市に1日、ボランティアを受け入れる活動拠点が設置され、集まったボランティアが現地に向けて出発しました。

ボランティアの活動拠点は、南阿蘇村を支援しようと竹田市の社会福祉協議会が中心となって市の施設に設けたもので、1日に開所式が行われました。

式では竹田市の首藤勝次市長が「4年前の水害のときには、ボランティアにとっても助けられました。今度は私たちが恩返しをしましょう」とあいさつし、第一陣のボランティアがバスで出発しました。竹田市から南阿蘇村へ通じる道路は通行が可能で、車で1時間ほどで行くことができるということです。

大型連休中は毎日、ボランティアに南阿蘇村へのバスによる送迎や竹田市内の宿泊場所の提供を行い、それ以降も7月末まで週末に行くということです。

ボランティアは、現地で被災した家屋の片付けなどを行うということで、参加した男性は「体を使って、できることをやっていきたいです」と話していました。活動拠点では今後、現地で必要なものの聞き取りを行うほか、支援物資の一時保管や仕分けなども行います。

竹田市社会福祉協議会の児玉誠三事務局長は「中継基地として、現地のニーズを聞き取りながら支援を行っていきたいです」と話していました。

（貧困の訴え）生活保護申請前、死んだ方が良いのかな、とも考えた。 上月英興

朝日新聞 2016年4月30日

生活保護を2003年から受給している青森市の茂木ナツエさん（84）は2月、突然体調を崩して1週間入院した。「ショックで夜も寝られず、頭も痛くなってきて……」

1960年以降、70歳以上の生活保護受給者に身体機能などの低下に対応する経費として支給されたが、国が06年に廃止した老齢加算。廃止は生存権を保障した憲法に違反するなど訴える裁判を07年に青森地裁に起こし、原告団長を務めたが、敗訴が確定したのだった。地裁は13年、「生活に看過しがたい影響を及ぼしたとまで評価することはできない」などと請求を棄却。二審・仙台高裁も14年に退け、最高裁は2月、上告を受理しないなどと決定を出した。

生活保護の老齢加算廃止を巡る訴訟で原告団長として廃止の取り消しを訴えた茂木ナツエさん＝青森市

旅館職員や家政婦として働き71歳で退職。当時、夫はパーキンソン病で介護が必要だった。着物などを質に入れたが、貯金が4千円になり、生活保護を申請した。「申請前、死んだ方が良いのかな、とも



考えた」
受給開始後も生活は苦しいままだった。夫の体調を考えると夫の食費や暖房費はあまり節約できない。自分の昼食をお茶だけにしたり、入浴を週1回にしたりした。体重は働いていたときより15キロ減った。



夫は10年に亡くなった。葬式はできたが、三回忌や七回忌は宮城県内の夫の実家で行うほかなく、墓参りは一度もできていない。東日本大震災では夫の親族3人が津波で亡くなったが、香典代がなく妹に立て替えてもらった。「葬式にも出られず、人付き合いが難しくなった」と話す。

若い頃は社交ダンスが好きで大会で各地を駆け回った。近年は支給額がさらに月数千円減り、ますます不安が募る日々だ。「楽しかった思い出も忘れようとしている。いまの惨めさと比べてしまうから」

■増加し続ける生活保護受給者

青森県内の生活保護受給者は増加し続けている。

県健康福祉政策課によると、受給者数は98年度から増加を続け、14年度は3万3555人。受給世帯数2万3652戸のうち、高齢者世帯（1万2570戸）が半分以上を占める。厚生労働省のまとめによると、県内の生活保護率は1月時点で2・30%。全国平均より0・59ポイント、全国で7番目に高かった。

県全体の保護費支出額も増大。14年度は約460億6300万円。前年度より7億4900万円増えた。

老齢加算の廃止を巡る訴訟は05年以降、青森を含む9都府県の地裁で起こされた。だが、12年2月に最高裁が「違憲とは言えない」とする初めての判断を示し、今年2月までに上告中の兵庫県の9人を除き全て敗訴が確定。13年以降、国は生活保護費をさらに削減した。

同年8月～15年4月、物価下落などを理由に生活費となる生活扶助の基準額を段階的に引き下げ、平均で実質6・5%分を減額。15年度には暖房費などになる冬季加算を減らした。単身世帯でみると、冬季加算は青森市で計2万2620円、弘前、八戸など県内7市で計1万1670円減った。

生活保護の基準額は憲法が保障する「最低限度の生活」を示し、最低賃金や就学援助、住民税の課税ラインなど多くの制度の目安にもなっている。県内の老齢加算訴訟では、労働組合が中心になり「青森生存権裁判を支援する会」を発足させた。事務局を務める県医療労働組合連合会の工藤詔隆書記長は「生活保護は社会保障の根幹。基準額引き下げは受給者を減らし、貧困を一層見えにくくする」と危機感をあらわにする。

想像膨らむ多彩な色形 ダウン症の清野さん1日から個展 大田原

下野新聞 2016年5月1日

【大田原】ダウン症の清野実菜（せいのみな）さん（30）＝那須塩原市在住＝の個展「清



野ミナ色いっぱい展」が1日、余瀬のギャラリー路で始まる。カラフルでさまざまな想像をかき立てる4～30号の抽象絵画作品18点を展示する。8日まで。

清野さんは2008年、那珂川町の「もうひとつの美術館」の企画展に出品して以来、本格的な創作活動に入った。障害者アートの世界はもちろん、一般参加の08年県芸術祭美術展洋画部門で準芸術賞に輝くなど、芸術性が高く評価されている。

油性ペンで描く作品は、一貫したスタイルを保ちながら、独自の造形・色彩感覚で多様な広がりを見せる。無数に描いた小さな三角や四角に色を付けていく技法で、多くは地図や迷路をイメージし制作しているという。

発達障害、ピアノで勇気・・・柏原

手話を交えて自作の曲を披露する野田さん（柏原市で）

◇府内初リサイタルに270人

発達障害のある宮崎市在住のピアニスト・野田あすかさん（34）のリサイタルが30日、柏原市のリビエールホールの小ホールで開かれ、約270人が聴き入った。

藤井寺市で発達障害の子供たちの音楽指導をしているピアノ教師・西村有香子さん（47）が動画投稿サイト「ユーチューブ」で聴いた野田さんの演奏に感銘を受け、「不安を抱えるお母さんたちを勇気づけたい」と企画。知人らの協力を得て、府内では初となるリサイタルを実現させた。

野田さんは自らが作詞、作曲を手がけた「手紙～小さいころの私へ～」を手話を交えて歌った後、ベートーベンの「エリーゼのために」などを演奏。野田さんの伴奏で、来場者も一緒になって阪神大震災からの復興を願う曲「しあわせ運べるように」を合唱した。

発達障害の子供がいるという藤井寺市の津嶋裕美さん（34）は「音色が温かいものを運んでくれる感じがして涙が出た。本当に勇気をもらいました」と話していた。



在宅復帰、不安解消へ 包括ケア病棟開設 佐賀中部病院 佐賀新聞 2016年05月01日

佐賀中部病院の地域包括ケア病棟。自宅に安心して戻れるようリハビリなどの復帰支援を行う＝佐賀市兵庫南

佐賀市の佐賀中部病院は、在宅復帰に向けてリハビリなどに取り組む「地域包括ケア病棟」を開設した。手術などの急性期治療を終えた患者が安心して自宅に戻れるよう支援し、在宅復帰率70%以上を目指す。

一般病床160床のうち、44床を地域包括ケア病棟として運用する。在宅復帰に向け継続したリハビリが必要な患者や経過観察が必要な患者、



福祉施設などへの入所のため準備が必要な患者らが対象となる。

主治医や関係スタッフが協力し、入念なリハビリや栄養指導、介護保険認定に向けた手続きなどの準備を進める。在宅介護をしている家族の休憩を目的に、短期入院する「レスパイト入院」も受け入れている。

同院の担当者は「これまでは手術後2週間ほどで退院しなければならなかったが、今後は不安を解消して家に戻ることができる」と話している。問い合わせは同院地域連携室、電話0952（28）5311。

社説：水俣病確認60年／被害の全容解明が急務だ 神戸新聞 2016年05月01日

1956年5月1日、熊本県水俣市の新日本窒素肥料（現チッソ）附属病院が保健所に原因不明の病気を届け出た。そして「公害の原点」とされる水俣病が公式に確認された。今年でちょうど60年になる。

毎年、水俣ではこの日、犠牲者の慰霊式が催されるが、今年は熊本地震の余震の影響で実行委員会が式の延期を決めた。

3月末に水俣で開催されたシンポジウムで、母親の胎内で病となった胎児性患者の女性が「まだたくさん問題がある。水俣病は終わらない」と訴えた。

なぜ、水俣病の問題は解決しないのか。根本的な原因は被害の全容が明らかになってい

ないことにある。

法的な責任は明白だ。チッソの加害責任、損害賠償義務は確定し、最高裁判所は元社長と元工場長の有罪判決を出した。さらに国と熊本県が被害を拡大させた責任を認め、2013年には患者の認定基準を緩和し幅広く救済するよう命じた。

しかし、いったいどれぐらいの人が発症しているのかは今も分からない。これまで何度も政治決着が図られてきたが、国は今も被害調査に及び腰だ。そして幕引きばかりを急ぎ、場当たりの対応で被害者を翻弄（ほんろう）してきた。国の責任は大きい。

症状が出て原因が分からず被害に苦しんでいる人や、さまざまな事情で名乗り出ている人がいる。被害者団体は不知火海（しらぬいかい）沿岸の住民健康調査を求めている。国は今こそ、その要求に応えるべきだ。

国や熊本県、チッソに賠償を求める訴訟も続いている。認定の審査をめぐっては、最高裁の判決後も基準を変えようとする環境省の姿勢に反発が広がる。加えて高齢化する被害者や胎児性、小児性患者の介護の問題など、被害は形を変えて人々を苦しめている。

社会全体で水俣病の問題は「終わらない」と受け止める必要がある。

患者の早期救済を訴え続け、4年前に亡くなった原田正純（まさずみ）医師は「水俣病は鏡である」との言葉を残した。そして「水俣病を起こした真の原因は人を人と思わない差別であり、それが被害を拡大させ、救済を怠らせている」と語った。

「水俣病は鏡である」。社会のしくみや政治のありようを映す鏡に、どんな姿が映し出されているのか。被害者は問うている。

社説：ハンセン病法廷が問うもの

日本経済新聞 2016年5月1日

1972年まで、ハンセン病患者の裁判は隔離先の療養所などで開かれていた。病気の感染力が強く、治療も難しいという誤った認識や偏見が背景にあった。

この「特別法廷」について、開設の適否を判断する立場だった最高裁が「必要性を審査せず一律に許可しており、違法だった」とする調査報告を公表した。患者に対する偏見や差別を助長したことを認め、「人格と尊厳を傷つけた」と謝罪した。

最高裁が過去の判断を自ら検証し、間違いを認めた姿勢自体は評価したい。重い教訓として、今後の運用に生かしてほしい。

ただ今回の対応には、大きな問題がある。ひとつは結果の公表と謝罪までに時間がかかりすぎたことだ。隔離政策を違憲と判断した2001年の熊本地裁判決からでさえ15年もたっている。しかも調査を始めたのは、元患者側の求めがあったからだ。

検証の結果も踏み込みが足りない。最高裁は特別法廷が法の下での平等を保障した憲法に違反するか否かについて断定を避けた。「裁判の公開」の原則に反するのではとの指摘にも、「療養所の正門に開廷を知らせる告示がされた」などとして認めなかった。苦しい言い訳のように聞こえる。

政府と国会は熊本地裁判決を受けてすでに謝罪しており、これで三権のすべてが過ちを認めたことになる。だが、治療法が確立した後も隔離政策が見直されず、患者やその家族が差別を受け続けた事実は消えない。

「人権の砦（とりで）」であるべき最高裁が強く非難されるのは当然だが、ハンセン病への偏見、差別は社会全体に広がっていた。私たちはこうした間違いに学んだ、同じ過ちは繰り返さない。そう胸を張っていえるだろうか。

まわりを見渡せば、障害や性別、民族、宗教などを理由にした差別や人権侵害は、なくなっていない。「ハンセン病法廷」はいまもなお、社会に重い問いを投げかけている。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

